

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 北部産業振興課
委託業務番号	令和6年度 長北産第11号
委託業務名称	北部地域観光誘客事業委託(展示等)
委託業務場所	長浜市木之本エリアを中心とした北部地域一帯
業務の概要	<p>北部地域に観光誘客を図るため、きのもと交遊館での企画展示を核とした誘客事業を地域住民が一体となって実施することで、継続的な観光誘客と地域振興を図る。</p> <p>(1)きのもと交遊館企画展 (2)企画展示を核とした誘客宣伝事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域誘客事業 木之本を中心に周辺地域への誘客を図る活動 ・賤ヶ岳誘客事業 賤ヶ岳を含めた周辺地域への誘客を図る活動 ・広報宣伝活動 実施事業等の効果を高めるための各種広報宣伝活動
履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	金 2,300,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市木之本町木之本1118番地</p> <p>[商号又は名称] きのもと街道ぶらりん実行委員会 会長 藤谷 法子</p>
契約相手方の選定理由	<p>長浜市商工会、長浜観光協会、地元商店街、観光ボランティアガイド、地元住民グループ等で構成されており、それぞれのアイデアやネットワーク等を結集し、木之本エリアを中心に魅力ある歴史や文化、自然を活かし、継続した地域振興と観光誘客等を目的として活動している団体で、構成員のネットワークにより、本事業を効果的に実施できる唯一の団体であるため。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸料)の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>